

法務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管 ・関係府省	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		補足資料
	区分	分野									団体名	支障事例		見解		
															団体名	
157	B	地方 に対する 規制緩和	その他	許認可事 務におけ る法人登 記事項証 明書の省 略	法律や施行規則で 法人登記簿謄本(登 記事項証明書)の添 付が求められている ものについては、申 請を受ける自治体側 が内容を確認できれ ば、法人登記簿謄本 (登記事項証明書) の添付を不要とし、 内容確認の手段とし て自治体が登記情 報提供サービスを利用 する際には、登記 手数料及び協会手 数料の支払いに係 る業務付けの廃止を 求める。	法人である事業者が許認可等の申請を行う場合、法令の規定により、添付書類として法人 登記簿謄本(登記事項証明書)が必要となることが多く、複数の申請を行う事業者にとって、 申請の度に法人登記簿謄本(登記事項証明書)を準備することは時間的、コスト的に負担と なっている。 平成30年の提案募集において、「登記情報提供サービスを地方公共団体の職員が職務上利 用する場合の登記手数料及び協会手数料の支払いに係る義務付けの廃止を求める。」との 提案がなされ、対応方針の記載内容は、「官公署から管轄登記所に法令に基づく登記情報 運用を開始する。」とされている。ただし、対象となる法律が不動産登記法とされているため、 法人登記簿謄本(登記事項証明書)について同様の対応はなされないものと思われる。	法人である事業者にとって、許認可等の申請 毎の法人登記簿謄本(登記事項証明書)の提 出が不要になれば、時間的にもコスト的にも負 担の軽減に繋がり、行政手続の簡素化の観点 から有意義である。 また、内閣府が進める各省庁のデジタルガバ メント中長期計画(ex.法務省)において、法人 登記情報の連携が国の行政機関間でなされる 見通し。 当該情報連携の対象を、地方自治体にまで広 げること、地方の電子化の推進を図り、事業 者のさらなる時間的・コスト的負担の軽減に繋 がることから、より一層の効果が期待でき、国 の施策にも合致するものである。	情報通信技術 を活用した行政 の推進等に関 する法律 電気通信回線 による登記情報 の提供に関する 法律	デジタル 庁、法務 省	大阪府、 滋賀県、 兵庫県、 神戸市、 和歌山 県、徳島 県、関西 広域連合		埼玉県、新 潟県、愛知 県、鳥取 県、福岡県	○公益法人・移行法人の届け出において法人の登記事項証明書の取得・提出の失念が あり、取得し提出しなおしていただいた例がある。	登記事項証明書については、「デジタル・ガバメント実行計画」(平成30年7月20日子 デジタル・ガバメント閣僚会議決定)等に基づき、行政機関間の情報連携の仕組みの 構築を進めているところ、具体的には、法人の登記事項証明書について、行政機関 間の情報連携の仕組みを2020年度(令和2年度)内に運用を開始する予定である。 当該仕組みを利用して行政機関が法人の登記事項証明書に係る情報を確認するこ とにより、申請者による法人の登記事項証明書の提出を不要とすることが可能とな る。また、当該仕組みは、国の行政機関における情報連携の開始後、その実施状 況を踏まえ、地方公共団体における情報連携についても検討していく予定である。 上記のとおり、今後、地方自治体との情報連携も検討・実現されることにより、御提 案の内容については実質的に措置されることになり、登記情報提供サービスでの対 応を求める実益がなくなるものと考えている。	2020年度に国の行政機関間で登記事項証明書の情報連携ができる仕組みの運用 が開始された後、予定されている地方公共団体における情報連携についての検討 を確実にかつできる限り早期に行っていただきたい。また、当該仕組みは、地方公 共団体が簡易に利用できるものにしていただきたい。	

法務省 令和元年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和元年の地方からの提案等に関する対応方針(令和元年12月28日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を 「当該対応方針決定年」として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国市長会】 提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>法人の登記事項証明書の添付省略を実現するための情報連携の仕組みについて、国の行政機関における情報連携の開始後、可能な限り早期に地方公共団体における情報連携を実現できるような検討を行う予定である。また、当該仕組みについては、地方公共団体が簡易に利用できるものとするよう検討を行う予定である。</p>	<p><令元> 5【法務省】 (6)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書(商業登記法(附38法125)10条)の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、令和2年10月以降の運用開始を予定している国の行政機関における登記情報連携による添付の省略の状況を踏まえ、各種手続の実態等に関する調査を行う。その上で、地方公共団体を含む行政機関間の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:内閣官房及び総務省)</p> <p><令4> 5【法務省】 (11)登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続 登記事項証明書の添付が必要な地方公共団体の手続については、国民の利便性の向上及び地方公共団体の事務の効率化のため、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:デジタル庁)</p>	検討中	令和6年度以降	<p>国の行政機関における登記事項証明書の添付省略の状況を踏まえ、地方公共団体について、登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画(令和4年3月28日「デジタル庁・法務省」を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した(現在、東京都、和歌山県、ひたろなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中)。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。</p>	<p>現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>